◎新潟県告示第1045号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第２条第３項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働部産業立地課において縦覧に供する。

令和２年９月23日

新潟県知事　　花　角　　英　世

産業立地促進地域の名称	区　　域	指 定 年 月 日
濁川地区	新潟市北区濁川字大島の一部	令和２年９月11日
両川南地区	新潟市江南区割野字要作の一部	
両川東地区	新潟市江南区割野字岡崎の一部	
下早通地区	新潟市江南区亀田早通字東郷の一部	
新潟東スマートＩＣ地区	新潟市江南区西野の一部	
小新流通東地区	新潟市西区小新字大通の一部 新潟市西区北場字下田割の一部	
的場流通南地区	新潟市西区北場字立野の一部 新潟市西区亀貝字寅明の一部 新潟市西区小新字的場の一部	